

令和7年12月始良市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時：令和7年12月25日（木） 午後1時30分～
2. 開催場所：始良市役所 本館4階 入札室
3. 出席委員：農業委員 農地利用最適化推進委員

【農業委員】

1番	杉尾 敏憲	11番	本村 正一
2番	白尾 親昭	12番	坂元 廣幸
3番	岩元 律子	13番	牧野田 隆平(欠席)
4番	森山 良久	14番	松元 信道
5番	山下 妙子	15番	平 富士夫
6番	市野 たつ子(欠席)	16番	内飩 達也
7番	猶木 悟		
8番	市藪 由美子	18番	宮原 千年
9番	大重 孝司	19番	夏田 恒
10番	小長野 誠(欠席)		

【農地利用最適化推進委員】

1番	上福元 克己	7番	橋本 好文
2番	長野 洋一	8番	比良 文識
3番	松永 政裕(欠席)	9番	内村 幸雄
4番	松元 健一(欠席)		
5番	池端 隆志	11番	扇藪 弘行
6番	堂前 澄男	12番	柚木 利雄

4. 議事日程

01. 議事録署名委員の指名
02. 会議書記の指名
03. 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
04. 議案第2号 農地転用事業計画変更申請について
05. 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について
06. 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について
07. 議案第5号 農地の利用目的変更届について
08. 議案第6号 非農地証明願について
09. 議案第7号 農業振興地域整備計画の変更(編入)について
10. 議案第8号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(貸借)について
11. 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(貸借)の認可について
12. 農地利用集積計画(貸借)の合意解約報告
13. その他

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 事務局長補佐兼農地係長 農地係主幹 農地係主任主査 農地係主査
 振興係長 振興係主任主査

	事務局 姿勢を正してください。一同礼。
議 長	<p>ただいまから、令和7年12月、始良市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>出席農業委員は、18名中15名で、定足数に達しておりますので、本総会は、成立しております。</p>
	<p style="text-align: center;">———— 会務報告 ————</p>
議 長	<p>まず、会務報告について、事務局からの報告を求めます。</p>
	事務局 〔事務局 報告〕
	<p style="text-align: center;">———— 日程第1 議事録署名委員の指名 ————</p>
議 長	<p>次に、日程第1、始良市農業委員会 会議規則第17条第2項に規定する、議事録署名委員についてですが、議長から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。</p>
	委 員 『異議なし』
議 長	<p>それでは、農業委員15番、農業委員16番に、お願いいたします。</p>
	<p style="text-align: center;">———— 日程第2 会議書記の指名 ————</p>
議 長	<p>次に、日程第2、会議書記の指名について、本日の会議書記には、事務局職員の、農地係主任主査と振興係長を指名いたします。</p> <p>これからの議案の審議では、農業委員会法第31条規定の議事参与の制限に該当する事案の委員は、審議開始から終了までの間、退席をお願いし、関係議案終了後に入室、着席をお願いします。</p> <p>なお、委員本人の方々の事案については、事務局で把握できますが、それ以外の親族等については、把握ができませんので、規定により申し出ていただき、退席等よろしくお願いいたします。</p>

—— 日程第3 議案第1号 ——

議長

次に、日程第3、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について、議題に供します。1番から7番について、説明をお願いします。

まず、1番について、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について、ご説明します。総会資料は、1～2ページです。今月の申請件数につきましては、7件となっております。

先般、各担当委員におきまして、事前調査がなされ、現地調査報告書の1ページから調査書がございますので、審議の参考としてください。

それでは、まず、1番について説明します。

譲受人〇〇、譲渡人〇〇、申請地は、加治木町日木山の、田が3筆、合計面積が3,490㎡、売買による所有権移転です。

以上で、1番の説明を終わります。

議長

ただいまの説明に関連して、農業委員12番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。

委員

はい、農業委員12番です。調査報告いたします。令和7年12月12日、代理人と現地で会い、申請地を調査いたしました。申請地は、ここ数年耕作されていませんでしたが、草払いが行われており、いつでも耕作できる状態になっておりました。また、譲受人が耕作している隣接地でもあります。現在35aを耕作されており、労働力は、会社員の息子と夫婦の3人です。農作業用機械は、トラクター、田植機、刈払機、軽トラック等揃っており、刈入れは、知人にコンバイン刈りを委託しているとのことでした。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。

以上で報告を終わります。

議長

次に、2番について、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、引き続き2番につきまして説明します。

譲受人〇〇、譲渡人〇〇、申請地は、下名の田が4筆、深水の田が1筆で、合計面積7,460㎡、贈与による所有権移転です。

<p>事務局</p> <p>議長</p>	<p>以上で、2番の説明を終わります。</p> <p>ただいまの説明に関連して、農業委員14番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>はい、農業委員14番です。調査報告いたします。令和7年12月10日、譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。労働力は、本人、長男夫婦の3人です。水稻12ha、飼料作物9ha、肉用牛59頭を飼育している認定農業者であります。申請地は、これまで十数年間利用権設定がされており、今回、贈与により所有権移転するというごさいです。農業用機械は、トラクター5台、田植機、コンバイン等一式揃っております。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまので、許可相当と思われま。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、3番について、事務局の説明を求めま。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、引き続き3番につきまして説明しま。</p> <p>譲受人〇〇、譲渡人〇〇、申請地は、蒲生町上久徳の、田が2筆、合計面積が1,029㎡、贈与による所有権移転です。</p> <p>以上で、3番の説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの説明に関連して、農業委員7番に、次の、議案第1号の4番とも関連がありますので、一括して調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>はい、農業委員7番です。調査報告いたします。令和7年12月17日、現地で譲受人に聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。田が2筆であります。152㎡の方は、北側の田に接して、以前から〇〇が耕作されており、今後も耕作をお願いし、後の方は自分で耕作するとのことでした。農業用機械は、トラクター、軽トラック等一式揃っております。労働力は、本人と奥さんの2人です。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまので、許可相当と思われま。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、4番について、事務局の説明を求めま。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、引き続き4番につきまして説明しま。</p>

	<p>事務局 譲受人〇〇、譲渡人〇〇、申請地は、住吉の、田が1筆、面積が2, 105㎡、売買による所有権移転です。 以上で、4番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、推進委員8番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい、推進委員8番です。調査報告いたします。令和7年12月15日、譲受人と現地で会い、聞き取りを行いました。申請地は、本人が耕作している田の横で、今回購入希望に至ったとのことでした。労働力は、本人と奥さんの2人です。農業用機械は、トラクター、田植機、ハーベスター、軽トラック、バインダー、草払機が揃っておりますが、コンバインは人をお願いするということでした。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。</p>
議 長	<p>次に、5番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、引き続き5番につきまして説明します。 譲受人〇〇、譲渡人〇〇、申請地は、西餅田の、畑が1筆、面積が73㎡、売買による所有権移転です。 以上で、5番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、農業委員18番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい、農業委員18番です。調査報告いたします。令和7年12月16日、代理人の行政書士の現地での立ち合いを求め、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。申請地は、譲受人の親元の隣りにあり、きれいに野菜を作っておられました。面積が73㎡ですので、鍬1本で十分できるということでした。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。 以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>次に、6番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、引き続き6番につきまして説明します。</p>

事務局	<p>譲受人〇〇、譲渡人〇〇、申請地は、三拾町の、田が2筆、合計面積が1, 487㎡、贈与による所有権移転です。</p> <p>以上で、6番の説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関連して、農業委員5番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委員	<p>はい、農業委5番です。調査報告いたします。令和7年12月15日、電話にて聞き取りを行いました。</p> <p>譲受人は、申請地を長年耕作されています。労働力は、2人で、250aほどを耕作されており、農業用機械は、トラクター、田植機、コンバイン等すべて揃っております。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>次に、7番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、引き続き7番につきまして説明します。</p> <p>譲受人〇〇、譲渡人〇〇、申請地は、加治木町木田の、田が1筆、面積が2, 504㎡です。この申請は、12月4日開催されましたあっせん会議におきまして、売買が成立したことに伴う所有権移転です。</p> <p>なお、前後しますが、あっせん会議の詳細につきましては、最適化推進会議の中で報告がございます。</p> <p>以上で、7番の説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関連して、農業委員2番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委員	<p>はい、農業委員2番です。調査報告いたします。令和7年12月10日、譲受人に申請地で聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。申請地は、米の収穫がなされた後の状態のままで、取得後も、水稻を作付けするとのことでありました。労働力は、夫婦2人で、農業用機械は、トラクター、田植機、ハーベスター、軽トラック等を所有されております。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>

議 長	<p>それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から7番について、質疑に入ります。 質疑のある委員は、挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>〔質疑・意見なし〕</p>
議 長	<p>それでは、お諮りいたします。 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から7番について、原案のとおり、決定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>〔賛成多数〕</p>
議 長	<p>賛成多数により、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から7番については、原案のとおり、決定いたしました。</p>
<p>——— 日程第4 議案第2号 ———</p>	
議 長	<p>次に、日程第4、議案第2号、農地転用事業計画変更申請について、議題に供します。</p> <p>1番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第2号、農地転用事業計画変更申請について、ご説明いたします。総会資料は、3ページ、申請件数は、1件となります。</p> <p>それでは、1番につきまして ご説明いたします。 申請人は、〇〇、申請地が、東餅田の畑、1筆、99㎡となっております。</p> <p>当初計画で、三始ハウジング(株)が平成28年8月5日付で宅地造成として、5条許可を受けておりましたが、許可後、用地取得が不調となり、今回、継承者が資材置場とする事業計画変更となっております。</p> <p>この後の、議案第4号の6番で、農地法5条申請が、併せて提出されております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>

議 長	ただいまの説明に関連して、推進委員8番に、議案第4号の6番とも関連がありますので、一括して調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、推進委員8番です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から南東に、約330mの位置にあります。被害防除現況としましては、東が宅地、西が市道、南が市道、北が水路です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実です。条件・特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上で報告を終わります。
議 長	これより、議案第2号、農地転用事業計画変更申請について、質疑に入ります。 質疑のある委員は、挙手をお願いします。
委 員	〔質疑・意見なし〕
議 長	それでは、お諮りいたします。 議案第2号、農地転用事業計画変更申請について、原案のとおり意見決定と許可することに、賛成の委員は挙手をお願いします。
委 員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第2号、農地転用事業計画変更申請については、原案のとおり意見決定と許可が、決定いたしました。
——— 日程第5 議案第3号 ———	
議 長	次に、日程第5、議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について、議題に供します。 1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について、ご説明いたします。総会資料は4ページ、申請件数については、1件となります。

	<p>事務局</p> <p>それでは、1番につきまして ご説明いたします。</p> <p>申請人は、〇〇、申請地は、北山の田、1筆、3, 931m²です。農地区分は、第2種農地、転用目的は、山林となっております。</p> <p>参考資料の8ページに始末書が添付されておりますが、令和3年10月に田としての管理が難しかったことから、農地法を理解しないまま許可を得ず、クヌギを植えてしまった旨が記載されており、今回、追認で許可を得ようとするものです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連し、農業委員16番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい、農業委員16番です。調査報告いたします。農地区分は、第2種農地であります。その他の農地に該当するため、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から北東に、約770mの位置にあります。被害防除現況としましては、東が市道、西が山林、南が水路、北が山林です。申請実現の確実性としましては、すでに転用済のため、確実です。条件・特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>これより、議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について、質疑に入ります。</p> <p>質疑のある委員は、挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>〔質疑・意見なし〕</p>
議 長	<p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>〔賛成多数〕</p>
議 長	<p>賛成多数により、議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定については、原案のとおり意見決定と許可が、決定いたしました。</p>

議長

次に、日程第6、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について、議題に供します。1番から13番について、説明をお願いします。

まず、1番について、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についてご説明いたします。総会資料は、5ページから8ページでございます。今月の申請件数につきましては、13件となっております。

それでは、1番につきまして、ご説明いたします。

借人は、〇〇、貸人は、〇〇、土地の所在は、加治木町日木山、畑が1筆の、面積が1,393㎡です。権利の内容は、使用貸借権、農地区分は、農用地区域内農地、転用目的は、現場事務所・資材置場で、申請理由は、県の畑地帯総合整備事業の工事のため、工事現場事務所、コンテナ倉庫の設置と資材置場として使用したいとのことです。

こちらの申請は、一時転用で、期限が令和8年7月8日までとなっております。また、工事終了後、農地に復元することを条件に付します。

こちらは、農用地区域内農地のため、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件となります。

以上で説明を終わります。

議長

ただいまの説明に関連して、農業委員12番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。

委員

はい、農業委員12番です。調査報告いたします。農地区分は、農用地区域内農地ですが、不許可の例外である一時転用に該当するため、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から南東に、約2,470mの位置です。被害防除現況としましては、東が畑、西が農道、南が畑、北が里道です。申請実現の確実性として、現状のまま使用するため、確実です。条件および特記事項は、工事終了後、農地に復元すること。（令和8年7月8日まで）総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見徴収案件として、現地調査委員としましては、許可意見であります。

委員 議長	<p>以上で報告を終わります。</p> <p>次に、2番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、2番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人（借人）は、〇〇、譲渡人（貸人）は、〇〇、他1名、土地の所在は、平松、畑が1筆の、面積が178㎡です。権利の内容は、所有権移転、農地区分は、第3種農地、転用目的は、宅地造成で、申請理由は、宅地造成（2区画）を計画・利用したいとのことです。</p> <p>こちらの申請は、隣接地7449の宅地495.79㎡と一体利用で、全事業面積が673.79㎡となります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関連して、農業委員9番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委員	<p>はい、農業委員9番です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から南東に、約490mの位置にあります。被害防除現況としましては、東が市道、西が畑、南が畑と宅地、北が市道です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実です。条件・特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>次に、3番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、3番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人（借人）は、〇〇、他1名、譲渡人（貸人）は、〇〇、土地の所在は、永池町、畑が1筆の、面積が356㎡です。権利の内容は、所有権移転で、農地区分は、第3種農地、転用目的は、一般住宅で、申請理由は、借家住まいで手狭になったため、一般住宅を建築したいとのことです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関連して、農業委員9番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>

	<p>委員</p> <p>はい、農業委員9番です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から西に、約260mの位置にあります。被害防除現況としましては、東が畑と市道、西が宅地、南が宅地、北が市道です。申請実現の確実性としましては、融資証明もあり、確実です。条件・特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、4番について、事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、4番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人（借人）は、〇〇、譲渡人（貸人）は、〇〇、土地の所在は、東餅田、畑が1筆の、面積が188㎡です。権利の内容は、所有権移転で、農地区分は、第3種農地、転用目的は、一般住宅で、申請理由は、現在借家住まいのため、自己用住宅を建築したいとのことです。</p> <p>こちらの申請は、隣接地4040の宅地361.96㎡と一体利用で、全事業面積が549.96㎡となります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの説明に関連して、農業委員14番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>はい、農業委員14番です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から南東に、約290mの位置にあります。被害防除現況としましては、東が田と宅地、西が宅地、南が宅地、北が宅地です。申請実現の確実性としましては、融資証明もあり、確実です。条件・特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、5番について、事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、5番につきまして、ご説明いたします。</p>

	<p>事務局 譲受人（借人）は、〇〇、譲渡人（貸人）は、〇〇、他7名、土地の所在は、西餅田、田が1筆の、面積が2,371㎡です。権利の内容は、所有権移転で、農地区分は、第3種農地、転用目的は、駐車場で、申請理由は、月極駐車場を運営することで、自己の生活安定を図りたいとのことです。</p> <p>こちらの申請は、駐車場のため、工事の完了報告があった日から3年間6か月ごとに事業の実施状況を報告することを許可書の条件に付します。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、推進委員8番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい、推進委員8番です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から南東に、約380mの位置にあります。被害防除現況としましては、東が県道、西が市道、南が宅地、北が宅地と私道です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実です。条件・特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>次に、6番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、6番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人（借人）は、〇〇、譲渡人（貸人）は、〇〇、土地の所在は、東餅田、畑が1筆の、面積が99㎡です。権利の内容は、所有権移転で、農地区分は、第3種農地、転用目的は、資材置場で、申請理由は、築35年の住宅をリフォームしながら、住み続けているため、その部品置場として利用したいとのことです。</p> <p>こちらの申請は、議案第2号の1番との関連案件でございます。</p> <p>こちらは、資材置場のため、工事の完了報告があった日から3年間6か月ごとに事業の実施状況を報告することを許可書の条件に付します。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>

議 長	<p>本件につきましては、議案第2号の1番で、推進委員8番より報告済でありますので、調査の結果並びに補足説明につきましては、省略いたします。</p> <p>次に、7番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、7番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人（借人）は、〇〇、譲渡人（貸人）は、〇〇、土地の所在は、加治木町木田、畑が1筆の、面積が348㎡です。権利の内容は、所有権移転で、農地区分は、第3種農地、転用目的は、駐車場で、申請理由は、自社展示場に近いため、自社駐車場として利用したいとのことです。</p> <p>こちらは、隣接地2156-1の雑種地290㎡、2155の雑種地630㎡、2100-3の宅地57.9㎡、2100-2の宅地72.72㎡と一体利用で、全事業面積が1,398.62㎡となります。</p> <p>こちらの申請は、駐車場のため、工事の完了報告があった日から3年間6か月ごとに事業の実施状況を報告することを許可書の条件に付します。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、農業委員8番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委員	<p>はい、農業委員8番です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から北に約120mの位置にあります。被害防除現況としましては、東が雑種地、西が宅地、南が雑種地、北が雑種地です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実です。条件・特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>次に、8番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、8番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人（借人）は、〇〇、譲渡人（貸人）は、〇〇、土地の所在は、鍋倉、田が1筆の、面積が646㎡です。権利の内容は、所有</p>

	<p>事務局 権移転で、農地区分は、第2種農地、転用目的は、蓄電池設置で、申請理由は、蓄電池（4機）を設置し、利用するためです。</p> <p>こちらの申請地は、南側の田に流れる用水路があるため、用水路に除草剤などを流入させないことを許可書の条件に付します。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、農業委員7番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい、農業委員7番です。調査報告いたします。農地区分は、第2種農地であります。その他の農地に該当するため、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から北東に、約590mの位置にあります。被害防除現況としましては、東が雑種地、西が市道と里道、南が雑種地、北が田です。申請実現の確実性としてしましては、自己資金証明もあり、確実です。条件・特記事項は、用水路に、除草剤などを流入させないこと。総合意見としてしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としてしましては、許可意見であります。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>次に、9番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、9番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人（借人）は、〇〇、他1名、譲渡人（貸人）は、〇〇、土地の所在は、船津、田が1筆の、面積が462㎡です。権利の内容は、所有権移転、農地区分は、第1種農地、転用目的は、一般住宅で、申請理由は、現在借家住まいのため、一般住宅を建築したいとのことです。</p> <p>また、こちらの申請は、第1種農地のため、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件となります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、農業委員7番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい、農業委員7番です。調査報告いたします。農地区分は、第1種農地であります。第1種農地の不許可の例外である集落接続施設に該当するため、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から西に、約560mの位置にあります。被害防除現況としまして</p>

委員	<p>は、東が市道、西が宅地と畑、南が市道、北が宅地です。申請実現の確実性としましては、融資証明もあり、確実です。条件・特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見徴収案件として、現地調査委員としましては、許可意見であります。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>次に、10番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、10番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人（借人）は、〇〇、譲渡人（貸人）は、〇〇、土地の所在は、加治木町木田、田が1筆の、面積が181㎡です。権利の内容は、所有権移転、農地区分は、第3種農地、転用目的は、一般住宅で、申請理由は、申請地を取得し、一般住宅を建築するとのことです。</p> <p>こちらは、隣接地1180-27の用悪水路21㎡と一体利用で、全事業面積が202㎡となります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関連して、農業委員8番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委員	<p>はい、農業委員8番です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で問題はありません。申請地の位置は、〇〇から南西に、約260mの位置にあります。被害防除現況としましては、東が農道、西が田、南が市道、北が宅地です。申請実現の確実性としましては、融資証明もあり、確実です。条件・特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>次に、11番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、11番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人（借人）は、〇〇、譲渡人（貸人）は、〇〇、他2名、土地の所在は、田が1筆の、面積が295㎡です。権利の内容は、所有権移転、農地区分は、第3種農地、転用目的は、一般住宅で、申</p>

	事務局	<p>請理由は、現在借家で手狭のため、自己住宅を建築したいとのことです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長		<p>ただいまの説明に関連して、農業委員14番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
	委 員	<p>はい、農業委員14番です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から南東に、約210mの位置にあります。被害防除現況としましては、東が私道、西が市道、南が市道、北が宅地と私道です。申請実現の確実性としましては、融資証明もあり、確実です。条件・特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議 長		<p>次に、12番について、事務局の説明を求めます。</p>
	事務局	<p>それでは、12番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人（借人）は、〇〇、譲渡人（貸人）は、〇〇、土地の所在は、西餅田、田が1筆の、面積が627㎡です。権利の内容は、所有権移転、農地区分は、第3種農地、転用目的は、宅地造成で、申請理由は、事業継続のため、申請地を宅地造成（2区画）として計画したいとのことです。</p> <p>こちらは、隣接地3587-14の宅地50.94㎡と一体利用で、全事業面積が677.94㎡となります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長		<p>ただいまの説明に関連して、農業委員9番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
	委 員	<p>はい、農業委員9番です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から東に、約160mの位置にあります。被害防除現況としましては、東が水路、西が宅地、南が宅地と私道、北が宅地と水路です。申請実現の確実性としましては、融資証明もあり、確実です。条件・特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及</p>

<p>委員</p> <p>議長</p>	<p>び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。</p> <p>以上で報告を終わります。</p> <p>次に、13番について、事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p> <p>議長</p>	<p>それでは、13番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人（借人）は、〇〇、譲渡人（貸人）は、〇〇、土地の所在は、加治木町反土、田が2筆の、合計面積が851㎡です。権利の内容は、所有権移転、農地区分は、第3種農地、転用目的は、建売住宅で、申請理由は、建売住宅（3棟）を計画・販売し、住宅供給を増加させたいとのことです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>ただいまの説明に関連して、推進委員11番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委員</p> <p>議長</p>	<p>はい、推進委員11番です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から南東に、約330mの位置にあります。被害防除現況としましては、東が宅地、西が水路、南が田、北が市道と宅地です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実です。条件・特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。</p> <p>以上で報告を終わります。</p> <p>これより、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から13番について、質疑に入ります。質疑のある委員は、挙手をお願いします。</p>
<p>委員</p> <p>議長</p>	<p>〔質疑・意見なし〕</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から13番について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>〔賛成多数〕</p>

議 長	<p>賛成多数により、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から13番については、原案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。</p> <p style="text-align: center;">——— 日程第7 議案第5号 ———</p>
議 長	<p>次に、日程第7、議案第5号、農地の利用目的変更届について、議題に供します。</p> <p>1番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第5号、農地の利用目的変更届について、ご説明いたします。</p> <p>総会資料は、9ページです。申請件数が、1件となっております。</p> <p>それでは、1番につきましてご説明いたします。</p> <p>申請人は、〇〇、土地の所在は、蒲生町白男の田、1筆、面積588㎡です。農地区分は農用区域内農地と判断されます。鳥獣害もあり耕作者が見つからず、自分で管理できる畑として、利用したいとのことです</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、農業委員7番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい、農業委員7番です。調査報告いたします。農地区分は、農用区域内農地であります。申請地の位置は、〇〇から南に約110mの位置にあります。被害防除現況は、東が水路、西が農道、南が田、北が水路です。申請実現の確実性としましては、営農計画書もあり、確実です。条件・特記事項は、特にありません。総合意見として、現地調査委員としましては、承認意見であります。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>これより、議案第5号、農地の利用目的変更届について、質疑に入ります。</p> <p>質疑のある委員は、挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>[質疑・意見なし]</p>

議 長	<p>それでは、お諮りいたします。議案第5号、農地の利用目的変更届について、原案のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>〔賛成多数〕</p>
議 長	<p>賛成多数により、議案第5号、農地の利用目的変更届については、原案のとおり承認することに、決定しました。</p> <p style="text-align: center;">——— 日程第8 議案第6号 ———</p>
議 長	<p>次に、日程第8、議案第6号、非農地証明願について、議題に供します。1番と2番について、説明をお願いします。</p> <p>まず、1番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第6号、非農地証明願について、ご説明いたします。総会資料は、10ページです。申請件数は、2件となっております。</p> <p>それでは、1番につきましてご説明いたします。</p> <p>申請人は〇〇、申請地は、加治木町木田の畑、1筆、面積26㎡です。農地区分は第3種農地、現況は宅地であります。昭和62年2月から、宅地として利用されているとのことで、非農地証明願が提出されております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、農業委員8番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい、農業委員8番です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地であります。申請地の位置は、〇〇から南に約40mの位置にあります。申請のとおり、宅地となってから38年程度経っていると認められます。被害防除現況は、東が宅地、西が市道、南が宅地、北が宅地です。非農地として認定するやむを得ない理由は、宅地となってから20年以上経過しており、やむを得ないものと認めます。条件・特記事項は、特にありません。総合意見として、現地調査委員としましては、承認意見であります。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>

<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次に、2番について、事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、2番につきまして、ご説明いたします。 申請人は、〇〇、申請地は、加治木町反土の田、2筆、面積 624㎡です。農地区分は第3種農地、現況は宅地であります。平 成10年1月から、宅地として利用されているとのことで、非農地 証明願が提出されております。 以上で説明を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>ただいまの説明に関連して、推進委員11番に、調査の結果並び に補足説明をお願いします。</p> <p>はい、推進委員11番です。調査報告いたします。農地区分は、 第3種農地であります。申請地の位置は、〇〇から東に約500m の位置にあります。被害防除現況は、東が宅地、西が市道、南が県 道、北が雑種地です。非農地として認定するやむを得ない理由は、 宅地となってから20年以上経過しており、やむを得ないものと認 めます。条件・特記事項は、特にありません。総合意見として、現 地調査委員としましては、承認意見であります。 以上で報告を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>これより、議案第6号、非農地証明願についての、1番と2番に ついて、質疑に入ります。 質疑のある委員は、挙手をお願いします。</p> <p>〔質疑・意見なし〕</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>それでは、お諮りいたします。議案第6号、非農地証明願につい ての、1番と2番について、原案のとおり承認することに賛成の委 員は、挙手をお願いします。</p> <p>〔賛成多数〕</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数により、議案第6号、非農地証明願についての、1番と 2番については、原案のとおり承認することに、決定しました。</p>

議長

次に、日程第7、議案第5号、農業振興地域整備計画の変更（編入）について、議題に供します。

1番について、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案第7号、農業振興地域整備計画の変更（編入）について、ご説明いたします。総会資料は、11ページでございます。この議案につきましては、農業振興地域整備計画変更申請が市長部局に提出され、この変更計画に対して、市長から意見を求められたものであります。今月の申請件数につきましては、編入が1件となっております。

それでは、1番につきましてご説明いたします。

先般、担当委員と農業振興地域整備促進協議会委員におきまして事前調査がなされております。申請人は、始良市耕地課、変更区分は、農用地区域編入。土地の所在は、蒲生町上久徳の田が1筆で、面積は707㎡。申請理由は、県営土地改良事業の受益地となるための編入であります。こちらの申請地は、ほ場整備と暗きょ排水を計画しています。

以上で説明を終わります。

議長

ただいまの説明に関連して、農業委員7番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。

委員

はい、農業委員7番です。調査報告いたします。農地区分は、農用地区域内農地であります。申請地の位置は、〇〇から北東に約910mの位置にあります。被害防除現況は、東が里道、西が里道、南が里道、北が水路です。申請実現の確実性としましては、本人の要望もあり、農用地区域に編入し、基盤整備を行い、田として利用するため、確実です。条件・特記事項は、特にありません。総合意見として、現地調査委員としましては、承認意見であります。

以上で報告を終わります。

議長

これより、議案第7号、農業振興地域整備計画の変更（編入）について、質疑に入ります。

質疑のある委員は、挙手をお願いします。

<p>委員</p> <p>議長</p>	<p>〔質疑・意見なし〕</p> <p>それでは、お諮りいたします。議案第7号、農業振興地域整備計画の変更（編入）について、原案のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。</p>
<p>委員</p> <p>議長</p>	<p>〔賛成多数〕</p> <p>賛成多数により、議案第7号、農業振興地域整備計画の変更（編入）については、原案のとおり承認することに、決定しました。</p>
<p>——— 日程第10 議案第8号 ———</p>	
<p>議長</p>	<p>それでは、日程第10 議案第8号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（貸借）について、議題に供します。</p> <p>1番から159番について、事務局からの説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、議案第8号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画について、ご説明します。総会資料の12ページをご覧ください。</p> <p>契約の始期は、令和8年2月1日を予定しております。新規158筆、合計面積211,110㎡、うち契約期間満了に伴う再契約が121筆の、172,897㎡です。また、耕作者変更が1筆、面積が1,594㎡となっております。契約年数につきましては、2年間で1件、5年間で18件、10年間で81件、変更に伴う残存期間が1件となっております。契約の詳細につきましては、13ページから21ページに記載しておりますのでご確認ください。</p> <p>なお、農政課への「地域計画」にかかる意見照会につきましては、貸借予定地159筆中159筆が地域計画区域内であり、計画への支障なしとの回答がありましたことを報告いたします。</p> <p>また、耕作者の要件につきましては、営農計画書による調査、農政コーディネーター等からの聞き取りを基に確認を行っております。</p> <p>議事参与です。資料は19ページ、125番から128番が山下委員、129番から145番が杉尾委員、146番から149番が大重委員、150番から159番が夏田委員に関連する議案となっております。</p>

	事務局	つきましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定「議事参与の制限」に基づき、議案の裁決に参加できませんので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。
議長		<p>これより、議案第8号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（貸借）についての、1番から159番について、質疑に入ります。</p> <p>なお、125番から159番については、議事参与制限により、本日の総会に、関係者がいらっしゃいますので、個別案件で質疑し、採決いたします。</p> <p>まず、1番から124番について、質疑のある委員は、挙手をお願いします。</p>
	委員	〔質疑・意見なし〕
議長		<p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第8号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（貸借）についての、1番から124番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。</p>
	委員	〔賛成多数〕
議長		<p>賛成多数により、議案第8号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（貸借）についての、1番から124番については、原案のとおり承認することに、決定しました。</p> <p>それでは、125番から128番の関係者、農業委員5番、山下委員の退席をお願いします。</p>
	委員	〔委員退席〕
議長		それでは、125番から128番について、質疑のある委員は、挙手をお願いします。
	委員	〔質疑・意見なし〕
議長		それでは、お諮りいたします。

<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>議案第8号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（貸借）についての、125番から128番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。</p> <p>〔賛成多数〕</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>賛成多数により、議案第8号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（貸借）についての、125番から128番については、原案のとおり承認することに、決定しました。</p> <p>農業委員5番、山下委員の着席をお願いします。</p> <p>それでは、129番から145番の関係者、農業委員1番、杉尾委員の退席をお願いします。</p> <p>〔委員退席〕</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>それでは、129番から145番について、質疑のある委員は、挙手をお願いします。</p> <p>〔質疑・意見なし〕</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第8号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（貸借）についての、129番から145番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。</p> <p>〔賛成多数〕</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数により、議案第8号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（貸借）についての、129番から145番については、原案のとおり承認することに、決定しました。</p> <p>農業委員1番、杉尾委員の着席をお願いします。</p> <p>それでは、146番から149番の関係者、農業委員9番、大重委員の退席をお願いします。</p>

<p>委員</p> <p>議長</p>	<p>〔委員退席〕</p> <p>それでは、146番から149番について、質疑のある委員は、挙手をお願いします。</p>
<p>委員</p> <p>議長</p>	<p>〔質疑・意見なし〕</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>議案第8号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（貸借）についての、146番から149番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。</p>
<p>委員</p> <p>議長</p>	<p>〔賛成多数〕</p> <p>賛成多数により、議案第8号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（貸借）についての、146番から149番については、原案のとおり承認することに、決定しました。</p> <p>農業委員9番、大重委員の着席をお願いします。</p> <p>次の、150番から159番につきましては、私が議事参与制限に関係しておりますので、会長職務代理者であります、農業委員3番、岩元委員と議長を交代し、私は退席いたします。</p> <p>〔会長 退席・職務代理者農業委員 議長席着席〕</p>
<p>議長 (職務代理)</p>	<p>それでは、150番から159番について、質疑のある委員は、挙手をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>〔質疑・意見なし〕</p>
<p>議長 (職務代理)</p>	<p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第8号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（貸借）についての、150番から159番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>〔賛成多数〕</p>

<p>議 長 (職務代理)</p>	<p>賛成多数により、議案第8号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（貸借）についての、150番から159番については、原案のとおり承認することに、決定しました。</p> <p>それでは、会長と議長を交代いたします。会長の議長席への着席をお願いします。</p> <p>[職務代理者農業委員 議長席退席・会長 議長席着席]</p> <p style="text-align: center;">——— 日程第11 ———</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次に、日程第11、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画貸借の認可について、事務局からの報告を求めます。</p> <p>それでは、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画の認可についての報告をいたします。</p> <p>資料は別紙になります。農用地利用集積等促進計画の認可・公告について、鹿児島県知事通知をご覧ください。県知事の認可日は、令和7年12月22日、同日付で公告となっております。概要については、2ページ、各筆の明細については、3ページから4ページをご確認ください。貸付開始日は令和7年12月31日を予定しており、新規20筆 27,993㎡となっております。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>ただいまの報告に関し、発言のある方は、挙手をお願いします。</p> <p>[質疑・意見なし]</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、この案件は報告ですので、これで終わります。</p> <p style="text-align: center;">——— 日程第12 ———</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次に、日程第12、農地利用集積計画（貸借）の合意解約について、事務局からの報告を求めます。</p> <p>それでは、農用地利用集積計画（貸借）の合意解約報告をいたします。今月は、8件が提出されております。</p> <p>内容につきましては、別紙、合意解約（12月分）をご確認ください。</p>

事務局	以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告に関し、発言のある方は、挙手をお願いします。
委員	[質疑・意見なし]
議長	それでは、この案件も報告ですので、これで終わります。
	——— 日程第13 ———
議長	次に、日程第13、その他ですが、委員の皆さんから、何かございませんか。
委員	[委員より] 農業委員1番より ○全国農業新聞普及拡大の結果について
議長	事務局からは、何かありませんか。
事務局	[事務局より] ○県外研修について（報告） ○タブレットの操作研修について（現状の説明） ○農地利用最適化推進委員の応募状況及び今後のスケジュールについて
議長	それでは、以上をもちまして、令和7年12月、始良市農業委員会総会を、閉会いたします。
事務局	姿勢を正してください。一同礼。

議事録署名委員

署名委員 _____

署名委員 _____